

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会
認定制度委員会運営規定

(目的)

第1条 本委員会は、各種認定制度が適正な運営を行えるよう調整することを目的とする。

(業務)

第2条 本委員会は、この学会が参画している各認定制度が適正な運営、業務遂行に資するように、共通の問題について審議し、情報を共有して、各種認定制度に資する活動を行う。

(構成)

第3条 委員会は委員長1名および若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は理事会の議を経て理事長が任命する
- 3 委員は委員長の推薦に基づき理事長が任命する
- 4 委員には原則として以下の各認定制度の代表者を含む。

日本輸血・細胞治療学会認定医制度

認定輸血検査技師制度

学会認定・自己血輸血医師看護師制度

学会認定・臨床輸血看護師制度

学会認定・アフェレーシスナース制度

細胞治療認定管理師制度

I&A 制度

- 5 委員長は必要に応じて委員の中から副委員長を指名する

(審議)

第4条 審議は原則として総会及び秋季シンポジウムに合わせて開催される委員会でを行う。

- 2 時間的な制約がある場合はメーリングリストによる持ち回り審議を行うことができる。
- 3 決議事項は構成員（委員長および委員）の過半数をもって決定する。

(タスクフォースの設置)

第5条 委員長は理事長と協議し、必要に応じてタスクフォース（小委員会、ワーキンググループ、研究班など）を設置することができる。

2 委員長は、委員以外の必要とする人の参加を求めることができる。

3 タスクフォースの責任者（タスクフォース委員長）は委員会委員が務める。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

（招集）

第7条 委員会は委員長が招集する。

（機能）

第8条 委員長は定例の理事会において活動報告を文書にて行う。

2 委員長は理事会に対して意見書または提案書を提出できる。

3 委員長は理事会の諮問に応じて答申書を提出しなければならない。

（改廃）

第9条 本規定の改廃は、委員会の決議と理事運営委員会の承認による。

（附則）

第10条 本委員会運営規程は平成25年10月21日から施行する。

認定制度委員会運営規定 平成25年10月21日 施行
平成28年6月12日 改訂